

本件調査における個人情報の取扱いについて

介護関係事業者が個人情報を適正に取り扱うことができるよう支援するための指針として、平成29年4月14日、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」が示されています。

当ガイダンスⅢー5「個人データの第三者提供（法第23条）」によると、介護事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされています。ただし例外として、地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、本人の同意を得る必要はないとされています。

本件調査は、老人福祉法等関係法令に基づき、埼玉県老人福祉計画等を県が作成する上で参考とするために行うものです。また、本件調査に当たり各施設において改めて多数の入所希望者全員から個別の同意を得ることとすれば、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあります。

したがって、本件調査は、上述のガイダンスの例外に当たり、各施設において個人データを県に提供することについて本人の同意を得る必要はないものと考えます。

県は、本件調査に当たり個人情報の取扱いには十分注意するとともに、調査目的以外に使用することはありません。各施設におかれましては、本件調査の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

（参考）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>